

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年4月4日（平成29年（行情）諮問第124号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行情）答申第125号）

事件名：特定職員が作成した放射線量の測定日（調査）についての特定日付け報告書及び当該報告のために作成等した書面の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「特定年月日A付け報告書（ただし、放射線量測定日について、調査したもの）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月23日付け東管発第270号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件行政文書開示請求書の記の2（2）（別紙の2。以下同じ。）を開示するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

「本件行政文書開示決定通知書の記の1に記載の行政文書（本件対象文書）以外に、本件請求に合致するものは存在しませんでした。」とのこと（平成29年1月23日付け事務連絡）であるが、本件行政文書開示請求書の記の2（2）の文書なくして本件対象文書を（放射線量測定日について、調査し）作成する事はできないのであるから存在するはずであるので、その開示を求める。

##### （2）意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法により国が管理する土地の除染等の実施者は国であるとされており、特定市は除染実施計画で特定刑事施設の除染等の措置等の実施主体を国とすることを位置づけている。そして特定市より開示され

た（資料1 情報公開決定通知書（略））除染の実施記録（資料2（略））によると特定刑事施設に於て除染が実施されており，それに係る報告書の特定刑事施設が実施した特定年月日B・特定年月日C・特定年月日D・特定年月日E・特定年月日F・特定年月日G・特定年月日H・特定年月日Iの放射線量計測の記録を特定刑事施設は保有しているはずであり，その記録を基に報告書は作成されたと推認出来，報告書の内容からして職員の記憶のみに基づいて作成したとは認め難い。それに記憶等とするが等の詳細が明らかにされていない。尚，上記特定年月日Gの放射線量計測日は添付諮問書末頁の（特定刑事施設が測定した放射線量計測結果が記録された）特定刑事施設配置図（資料3（略））により明らかになったものと思われるが，それすらも「保有は確認できなかった。」としているのである。

よって，開示された報告書以外に本件開示請求の趣旨に合致する行政文書は保有しているものと推認出来，本件における文書の特定には不備があり，本件決定は不当であるので，原決定を取り消し，本件開示請求文書の全部を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は，「特定刑事施設特定部署で勤務していた特定職員が作成した放射線量の測定日（調査）についての特定年月日A付け報告書」及び「上記報告の為に（に係り）作成・使用及び調査した書面の全て」の開示請求について，処分庁が，「特定年月日A付け報告書（ただし，放射線量測定日について，調査したもの）」（特定刑事施設）（本件対象文書）を特定し，その一部を不開示とする決定（原処分）を行ったものに対するものであり，審査請求人は，本件対象文書を作成するために，作成，使用及び調査した文書が存在するはずであるとして，その開示を求めていることから，以下，原処分の妥当性について検討する。

#### 2 原処分の経緯について

(1) 審査請求人から，平成29年1月4日受付で，処分庁に対する開示請求書が送付され，同開示請求書には，①特定刑事施設特定部署で勤務していた特定職員が作成した放射線量の測定日（調査）についての特定年月日A付け報告書及び②上記報告の為に（に係り）作成・使用及び調査した書面の全てと記載されていた。

(2) 処分庁は，上記①及び②について，行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条2項の規定に基づき，1件の行政文書とみなすこととした。

(3) 処分庁は，本件開示請求の趣旨に合致する行政文書の探索を行った結果，本件対象文書を特定し，原処分を行うとともに，同月23日付け連絡文書をもって，審査請求人に対し，本件対象文書以外に本件開示請求

の趣旨に合致する行政文書は存在しない旨の連絡を行った。

### 3 文書の特定について

本件対象文書は、特定刑事施設に勤務する特定職員が、特定地方裁判所に係属中の訴訟における被告（国）側の書証として提出するために作成した報告書であり、同報告書には、特定年月日Bから特定年月日Iまでの間の特定刑事施設における放射線量の測定日等が記載されている。

同報告書は、当該職員が自己の記憶等に基づいて作成しており、同報告書を作成するために、作成、使用又は調査した行政文書はないところ、本件開示請求を受け、念のため、当該刑事施設内の事務室、文書庫及びパソコンの共有フォルダー等について探索を行ったが、本件対象文書以外に本件開示請求の趣旨に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、改めて、当該刑事施設内の事務室、文書庫及びパソコンの共有フォルダー等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件開示請求の趣旨に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

よって、本件における文書の特定に不備はない。

### 4 以上のとおり、原処分は、妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 平成29年4月4日 | 諮問の受理             |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年5月1日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年6月6日    | 審議                |
| ⑤ 同月26日     | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として「特定年月日A付け報告書（ただし、放射線量測定日について、調査したもの）」を特定し、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2に該当する、本件対象文書を作成するために作成、使用及び調査した文書が存在するはずであるとして、その開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書である特定年月日A付け報告書は、特定刑事施設に勤務する特定職員が自己の記憶等に基づいて作成しており、これを作成するために作成、使用又は調査した行政文書はない旨説明する。
- (2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写し

を確認したところ、本件対象文書は、特定刑事施設に勤務する特定職員が、特定地方裁判所に係属中の訴訟における被告（国）側の書証として提出するために作成した報告書であり、同報告書には、特定年月日Bから特定年月日Iまでの間の特定刑事施設における放射線量の測定日等が記載されていることが認められる。

- (3) さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、①本件対象文書は、特定職員において、自己の記憶に加え、放射線量の測定を行った日付を記載した備忘録として個人的に作成・保有していたメモ紙（以下「本件メモ紙」という。）を参照して作成したものであり、本件メモ紙は、上司等から指示を受けて作成したものではなく、かつ、行政文書ファイル又は共有フォルダに保存していた事実もなく、②したがって、行政文書には該当しないものであるところ、③本件対象文書を作成したことで、本件メモ紙に記載されている放射線量の測定日については行政文書として記録・保存されたため、当該報告書の作成後において参照等することもなかったことから、作成者において、既に廃棄しており、現存しない旨説明する。

そして、上記の諮問庁の説明は、本件メモ紙の行政文書該当性の点とはもかく、上記①及び③の点については、これを覆すに足りる事情はないから、上記①及び③の諮問庁の説明は首肯できる。

- (4) 次に、審査請求人は、特定市より開示された除染の実施記録によると、特定刑事施設において除染が実施されており、特定刑事施設は、それに係る放射線量計測の記録を保管しているはずである旨主張する。

そこで、当審査会において、意見書に添付された審査請求人が主張する特定市より開示された除染の実施記録を確認したところ、同実施記録には、除染作業に伴う放射線量の事前測定の測定日、放射線量等が記載されてはいるものの、当該測定日はいずれも、本件対象文書に記載されている放射線量の測定日より後のものであると認められる。

そうすると、上記のような本件対象文書における放射線量の測定日とは異なる測定日の除染の実施記録が存在することから直ちに、別紙の2に該当する文書の存在がうかがわれるわけではないから、上記の審査請求人の主張は採用することができない。

- (5) また、審査請求人は、本件対象文書中の特定年月日Gの放射線量計測日は、意見書に添付された、特定刑事施設が測定した放射線量計測結果が記録された特定刑事施設配置図により明らかになったものと思われる旨主張する。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、上記の特定刑事施設配置図は、特定刑事施設が、特定刑事施設視察委員会から放射線量の測定結果を報告するよう求められたため、特定

職員が、特定年月日Gに測定した放射線量の測定値を記入した上で、同委員会に提出したものであるが、特定職員が、本件対象文書の作成に当たって参照したのは、自らが作成した本件メモ紙のみであって、上記の特定刑事施設配置図は参照していなかったから、上記の特定刑事施設配置図は別紙の2に該当する文書には当たらないと判断した旨説明する。

上記の諮問庁の説明についてみると、特定職員において、放射線測定を行った日付を本件メモ紙に全て記載していたとすれば、上記の特定刑事施設配置図を参照せずに本件メモ紙だけを参照することにより、本件対象文書を作成することは十分可能であると考えられることから、上記の諮問庁の説明は不自然、不合理であるとはいえず、したがって、上記の審査請求人の主張も採用することはできない。

(6) なお、念のため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に文書の探索の方法及び範囲について確認させたところ、本件開示請求時及び本件審査請求時に、それぞれ、特定刑事施設内の事務室、文書庫及びパソコンの共有フォルダを探索したが、本件対象文書以外に本件開示請求の趣旨に合致する行政文書の保有は確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲についても、特段の問題があるとは認められない。

(7) 以上のとおり、本件対象文書の外に、特定刑事施設において本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特定刑事施設において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件請求文書）

- 1 特定刑事施設特定部署で勤務していた特定職員が作成した放射線量の測定日（調査）についての特定年月日 A 付け報告書
- 2 上記報告の為に（に係り）作成・使用及び調査した書面の全て